

川崎都市計画道路の変更（川崎市決定）

都市計画道路中 1・4・1号 横浜羽田空港線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 　　な 経 過 地	延 長	構 造 式	車 線 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
自 動 車 専 用 道 路	1・4・1	横 浜 羽 田 空 港 線	川崎市 川崎区 浅田 4丁目 (横浜 市界)	川崎市 川崎区 大師 河原字 上殿町 耕地 (東京 都界)	川崎市 川崎区 桜本 2丁目	約 6,560 m	嵩上式	4車線	17m	鉄道と立体交 差2箇所 幹線街路と立 体交差7箇所	
			(なお大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける)								出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

新旧対照表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
新	自動車専用道路	1・4・1	横浜羽田 空 港 線	川崎市 川崎区 浅田4 丁目 (横浜 市界)	川崎市 川崎区 大師 河原字 上殿町 耕地 (東京 都界)	川崎市 川崎区 桜本 2丁目	約 6,560 m	嵩上式	4車線	17m	鉄道と立体 交差2箇所 幹線街路と 立体交差 7 箇所	
				(なお大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける)								出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向
旧	自動車専用道路	1・4・1	横浜羽田 空 港 線	川崎市 川崎区 浅田4 丁目 (横浜 市界)	川崎市 川崎区 大師 河原字 上殿町 耕地 (東京 都界)	川崎市 川崎区 桜本 2丁目	約 6,560 m	嵩上式	4車線	17m	鉄道と立体 交差2箇所 幹線街路と 立体交差 7 箇所	
				(なお大師河原地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浜町2丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける) (なお浅田4丁目地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける)								出口起点方向、 入口終点方向 出口起点方向、 入口終点方向 出口終点方向、 入口起点方向

理由書

川崎都市計画道路の変更（１・４・１号 横浜羽田空港線の変更）

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における人や自動車交通などの円滑な移動を確保するとともに、都市の将来像を方向付け、市街地環境の形成に大きな影響を与える根幹的な都市施設です。

本案の都市計画道路横浜羽田空港線は、首都圏の自動車交通の大動脈として、人や物流の交通を支える主幹線道路の一つであり、昭和３９年６月の都市計画決定以来、現在までに総延長約６,５６０ｍが完成しております。

本路線のうち、川崎区大師河原字上殿町耕地を通る区間にある高速大師橋は、昭和４３年１１月に開通して以来、４０年以上が経過しています。累積する自動車交通量により、構造物の損傷が多く、補修、補強を繰り返し行っておりますが、今後の長期的な安全性を確保するための抜本的な対策として、高速大師橋の更新（造り替え）が必要です。当該橋梁の更新に際しては、現行の道路構造令の基準に則した道路幅員に変更する必要があるため、平成２８年３月に都市計画道路の区域変更を行ったところです。

一方、昨今の水害の発生を受け、水害の発生を抑えるため、橋脚の幅は可能な範囲で小さくすることが求められています。このため、事業の実施にあたり橋脚の構造について精査した結果、橋脚の柱を門型形式とすることにより、橋脚の幅をさらに小さくすることが出来ることが判明しました。こうしたことから、河川内のみならず周辺地域に対するより一層の安全性を向上させるため、橋脚形式の変更に伴う、都市計画道路の区域を変更するものです。

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画道路 1・4・1号 横浜羽田空港線

追加する部分 なし

削除する部分 なし

変更する部分 川崎市 川崎区大師河原字上殿町耕地地先

経 緯 書

川崎都市計画道路 1・4・1号 横浜羽田空港線

昭和39年 6月 都市高速道路1号 横浜羽田線として建設省告示第1473号により
都市計画決定

昭和40年 9月 建設省告示第7574号により一部線形および幅員の変更

昭和41年 5月 建設省告示第1540号により一部線形の変更

昭和51年 7月 神奈川県告示第552号により1・4・1号横浜羽田空港線として番
号、名称、起点、終点、幅員、延長の変更

平成27年 6月 高速大師橋を通る一部区域の変更および幅員の変更による都市
計画素案説明会の開催

平成28年 3月 川崎市告示第133号により一部区域の変更および幅員の変更